

化管法対象物質の見直しに関する論点

1. 現在の化管法対象物質選定の基本的考え方（概要）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定について（以降「前回答申」という。）」における第一種指定化学物質、第二種指定化学物質の選定の基本的考え方は以下のとおり。

PRTR及びMSDSの対象化学物質となるのが「第一種指定化学物質」であり、法においては、

- ① 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの、
- ② 当該化学物質の自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が①に該当するもの、
- ③ 当該物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの、
のいずれかに該当し、かつ、
- ④ その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質で政令で定めるものとされている（法第2条第2項）。

また、MSDSのみの対象となる「第二種指定化学物質」は、上の①から③のいずれかに該当し、かつ、

- ④' その有する物理的・化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存することとなることが見込まれる化学物質
で政令で定めるものとされている（法第2条第3項）。

2. 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）の概要

1992年にリオ・デジャネイロで開催された環境と開発に関する国際連合会議において、化学物質及びその製品の危険有害性を世界的に統一した方法・基準で分類し、表示するためのシステムを、可能であれば2000年までに確立することが目標とされた。

また、2002年にヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議においては、2008年の世界的な実施を目標に掲げ、2003年7月の国際連合決議においても同様の目標が確認され、この年に「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals、以降「GHS」という）」に関する初版が、その後2005年に改訂初版が、2007年に改訂2版が公表された。

我が国を含む、アジア太平洋経済協力会議（APEC : Asia-Pacific Economic Cooperation）加盟国においては、2006 年度までに GHS を導入することが目標とされた。これを踏まえ、労働安全衛生法が 2005 年に改正され、2006 年 12 月 1 日から、従来の表示対象物である有害物に加え、爆発物や火災を起こすおそれのある危険物も対象として GHS に対応したラベル表示が義務付けられた。

2003 年 7 月の国際連合決議では、危険有害性の分類のための基本的な方針は示しているが、具体的なデータ収集の方法と範囲、データの信頼性評価基準、データの優先順位等の細かい運用は定められていない。そこで、我が国においては、関係機関が GHS に連携して対応すべく、2001 年に厚生労働省、経済産業省、環境省等の関係機関で構成される GHS 関係省庁連絡会議が設置された。同会議において、GHS の邦訳、暫定的な分類を実施するための手引書（GHS 分類マニュアル）の整備、GHS 関連施策の推進のための情報交換などを行ってきた。また、

①化管法：第一種指定化学物質及び二種指定化学物質

②労働安全衛生法：MSDS 対象物質

③毒劇物取締法：MSDS 対象物質

④化学物質審査規制法：第二種特定化学物質

⑤ロッテルダム条約（PIC 条約）：付属書Ⅲ掲載物質

の 1,421 物質について、MSDS や表示の参考となるよう 3 省で GHS 分類を行った結果（以降、「GHS 3 省分類」という）を公表している。

3. 化管法対象物質の見直しの論点（案）

上述の背景や、「中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合中間とりまとめ（以降「中間とりまとめ」という）」を踏まえ、化管法対象物質の見直しを進める必要がある。見直しの基本的な考え方として、現行の指定化学物質の選定基準を尊重しつつ、化学物質の有害性に関する新たな知見や GHS に関する国連勧告等、PRTR 制度の運用開始後の国内外の状況変化を踏まえ、有害性、暴露それぞれの観点から必要に応じ見直しを行うことが考えられる。また、見直しの論点として以下のものが考えられる。

<有害性の範囲・分類>

中間とりまとめにおける指摘に基づき、前回答申における有害性の範囲や分類クラスを基本としつつ、GHS との整合化を踏まえ、必要に応じてこれらの見直しについて検討する。

<有害性の情報源>

化管法対象物質を選定するための有害性データに関する情報源について、最新の科学的知見を踏まえた情報源に更新する。

<特定第一種指定化学物質>

前回答申では、有害性ランクで発がん性クラス 1 の物質は、特に重篤な障害をもたらす物質として特定第一種指定化学物質に指定していたところ。さらに、GHS 基準におけるカットオフ

値／濃度限界や中間とりまとめにおける指摘に基づき、新たなエンドポイント（生殖細胞変異原性や生殖毒性等）の追加について検討する。

＜環境での存在に関する基準＞

化管法施行後の化学物質の製造、輸入又は使用の最新の動向や、エコ調査、公共用水域水質測定及び有害大気汚染物質モニタリング調査における一般環境中での最新の検出状況、PRTR制度に基づく各物質の届出や推計の状況を踏まえて更新する。

＜その他＞

環境省やNEDOで実施している初期リスク評価では、リスクが高く詳細評価が必要とされた物質や、健康リスク、生態リスクいずれも現時点で作業は必要ない又は悪影響を及ぼすことはない（リスクが低い）と考えられる物質についての評価が実施されている。なお、リスクが低い物質であっても、エコ調査等において相当程度環境中に存在していると考えられる物質もあるため、指定物質の追加・削除の検討に当たっては他の情報についても検討する必要がある。

現行化管法対象物質には23種の失効農薬が含まれており、これらの化学物質について、農薬としての利用はなくなっていると考えられる。一方、農薬以外の用途での製造・使用状況が不明な場合、指定物質の追加・削除の検討に当たっては他の情報についても検討する必要がある。

これらの項目を見直すことにより、化管法対象物質は以下のように変更されることが考えられる。なお、現行の第一種指定化学物質のうち、環境中への排出実績がない物質や環境リスクの懸念が小さい物質については、第二種指定化学物質への変更等について検討する。

【追加候補として考えられる物質の例】

- ① 暴露情報（エコ調査、公共用水域水質測定、有害大気汚染物質モニタリング調査及び製造・輸入量）の更新により、暴露の判断基準に合致した物質
- ② 毒性情報の更新により、物質選定の判断基準に合致する有害性データが得られた物質

【削除候補として考えられる物質の例】

- ① 暴露情報（エコ調査、公共用水域水質測定、有害大気汚染物質モニタリング調査及び製造・輸入量）の更新により、暴露の判断基準から外れた物質
- ② 毒性情報の更新により、物質選定の判断基準から外れた物質
- ③ 排出量の届出・推計実績がない物質